

# 技能実習制度の立法化と入管法の改正

## — 外国人材の受入れ関係二法案の概要 —

法務委員会調査室 三俣 真知子

### 1. はじめに

政府は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（閣法第30号。以下「技能実習法案」という。）及び「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（閣法第31号。以下「入管法改正法案」という。）を平成27年3月6日に閣議決定し、同日、衆議院に提出した。技能実習法案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可に関する制度等を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。また、入管法改正法案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものである。両法律案の概要等について、簡潔に紹介する。

### 2. 技能実習法案について

#### （1）現行の技能実習制度の概要と課題

##### ア 現行制度の概要

現行の技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れ、職場での実習を通じて技能、技術、知識を移転する制度である。現在、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき「技能実習」の在留資格を有している者は16万人を超えており<sup>1</sup>、繊維・衣服関係、機械・金属関係、食品製造関係等の様々な職種に従事している。さらに、その在留資格は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」の4種類に区分される。

「1号」と「2号」は、技能等の修得の段階で分けられ、入国1年目の技能実習生が「1号」、2～3年目の技能実習生が「2号」とされる。技能実習1号の職種は、技能実習生の送出し国のニーズに合致するものであり、かつ、修得しようとする技能等が同一作業の反復のみによって修得できるものではないものならば特段の制限はないが、技能

<sup>1</sup> 直近のデータでは、167,626人である（平27.3.20付け法務省報道発表資料『平成26年末現在における在留外国人数について（確定値）』の第2表の技能実習1号イ及びロ並びに技能実習2号イ及びロの合計数）。  
<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00050.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00050.html)>（平27.5.11最終アクセス）

実習 2 号の職種は、技能実習 1 号で修得した技能等について習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものに限られる。平成 27 年 4 月 1 日時点でその対象職種は、71 職種 130 作業とされている<sup>2</sup>。

また、「イ」は、日本企業等が海外の現地法人、合弁企業又は取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する場合（企業単独型技能実習）であるのに対し、「ロ」は、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れて、当該団体傘下の企業等において技能実習を実施する場合（団体監理型技能実習）である。技能実習生の 9 割以上が団体監理型技能実習を受けている<sup>3</sup>。

技能実習 1 号の者は、入国後原則として 2 か月間、日本語、日本での生活一般に関する知識、技能実習生の法的保護に必要な情報等に関する科目の講習を受け、その後は、実習実施機関との間の雇用関係の下で実習を受ける。入国直後の講習期間以外の期間については、技能実習生には、労働関係法令等が適用される<sup>4</sup>。

なお、団体監理型技能実習については、その適正な実施のため、入管法別表第 1 の 2 において監理団体の責任及び監理<sup>5</sup>の下で行われる旨が定められており、これに基づき、実習期間中に監理団体が実習実施機関に監査などを行うこととされている。また、厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な推進を図ることを目的に技能実習制度推進事業を公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）に委託しており、当該事業の仕様書において、監理団体及び実習実施機関に対して巡回指導を行うことが定められている。

技能実習 1 号から技能実習 2 号への移行には、職業能力開発促進法に基づき外国人技能実習生等を対象として実施される技能検定基礎 2 級又は JITCO が認定する公的評価機関の試験（※技能検定基礎 2 級相当）の合格が必要である。また、技能実習 2 号の実習期間の終了時には技能検定 3 級（初級技能者が通常有すべき技能の程度である。）相当に到達することが目標とされる。

## イ 現行制度の課題

現行制度については、日本経済団体連合会など技能実習生を受け入れる側から、対象

<sup>2</sup> 『技能実習制度推進事業等運営基本方針』（平 5. 4. 5 厚生労働大臣公示）の別表参照。

<sup>3</sup> 『「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書』（平 27. 1. 30）（法務省入国管理局・厚生労働省職業能力開発局）資料 1 によれば、平成 25 年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数は、企業単独型が 6,471 人（4.2%）、団体監理型が 148,743 人（95.8%）である。

<sup>4</sup> 技能実習生には、労働保険・社会保険（一部例外を除き）が適用される。なお、社会保険については、団体監理型の技能実習生は、入国直後の講習期間から国民健康保険、国民年金への加入が義務付けられ、講習期間後に健康保険、厚生年金への加入に変更となるか、国民健康保険等に継続して加入するかのいずれかである。（『外国人技能実習生と労働・社会保険 Q & A（改訂第 7 版）』（平 24 改訂）（公益財団法人国際研修協力機構）、『技能実習生は入国直後から国民健康保険・国民年金への加入義務があります』（平 24. 6. 14 付け同機構お知らせ）〈<http://www.jitco.or.jp/press/detail/79.html>〉）（平 27. 5. 11 最終アクセス）

<sup>5</sup> 『技能実習生の入国・在留管理に関する指針』（平 25. 12 改訂）（法務省）6 頁によれば、「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することをいう。団体監理型技能実習は、監理団体の責任及び監理の下で技能実習を実施することにより、中小の企業等の実習実施能力を補完して、適正な技能実習を実施するものとされている。

職種の拡大、実習期間の延長等の制度拡充に関する要望が出されている。また、JITCOが賛助会員に行ったアンケート調査の結果においては、技能実習生の実習態度、技能等の習熟度、生産性が高く評価されていることが明らかとなったが、こうした評価が現行制度に対する高い評価につながり、制度拡充に期待が寄せられている背景となっているとの指摘があるところである<sup>6</sup>。

しかし、現行制度については、技能実習の各段階において技能検定等により修得した技能の評価を受ける技能実習生が少なく、また、帰国後技能実習と同じ仕事をしているとの回答が少ないなど技能移転という制度の趣旨に沿ったさらなる改善が必要との指摘がある<sup>7</sup>。

また、企業単独型技能実習については、雇用関係が明確であり、その適正な実施を妨げる不正行為<sup>8</sup>が認定されることはほとんどないが<sup>9</sup>、団体監理型技能実習については、実習実施機関及び監理団体で不正行為が認定されている<sup>10</sup>。団体監理型技能実習における実習実施機関に不正行為が認定される理由の一つとして、開発途上国等から要望のある技能等を移転することができるのは、我が国では中小零細事業者であることが多く、中小零細事業者での技能実習は、雇用管理の面で大企業に比べ適切に対応できていないことが多いということも考えられている。他方、監理団体は、本来適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導すべき立場にあるが、監理団体と実習実施機関の間には、自団体の運営に関する権限を有する会員、組合員であったり、自団体の運営財源の一部である会費、組合費等の拠出元であったりするなど、一定の利害関係が存在する<sup>11</sup>。

また、JITCOの巡回指導については、JITCOが賛助会員である監理団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、

<sup>6</sup> 『技能実習制度見直しに関するアンケート調査結果』(2014.10)(JITCO) 4頁

<sup>7</sup> 『技能実習制度の現状等について』(平25.11.8第4回外国人受入れ制度検討分科会における厚生労働省作成資料「技能実習制度の現状と課題等について」1頁)

<sup>8</sup> 「不正行為」は、法務省入国管理局が研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対して認定するものであり、研修・技能実習計画との齟齬、名義貸し、研修生の所定時間外作業、悪質な人権侵害行為等、不法就労者の雇用・あっせん、労働関係法規違反などが含まれる。

<sup>9</sup> 平成23年に「不正行為」に認定された受入れ機関である184機関中企業単独型の受入れ機関は2機関であり、平成24年～平成26年に「不正行為」に認定された企業単独型の受入れ機関は0である(平24.3.29付け法務省報道発表資料『平成23年の「不正行為」認定について』<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00051.html)>、平25.3.29付け同資料『平成24年の「不正行為」について』<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00065.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00065.html)>、平26.5.14付け同資料『平成25年の「不正行為」について』<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00075.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00075.html)>、平27.4.14付け同資料『平成26年の「不正行為」について』<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00098.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00098.html)>(いずれも平27.5.11最終アクセス)。

<sup>10</sup> 平成23年に不正行為を通知された団体監理型受入れ機関は182機関であり、その内訳は、実習実施機関が168機関、監理団体が14機関、平成24年に不正行為を通知された団体監理型受入れ機関は197機関であり、その内訳は、実習実施機関が188機関、監理団体が9機関、平成25年に不正行為を通知された団体監理型受入れ機関は230機関であり、その内訳は、実習実施機関が210機関、監理団体が20機関、平成26年に不正行為を通知された団体監理型受入れ機関は241機関であり、その内訳は実習実施機関が218機関、監理団体が23機関である。不正行為を通知した機関数については、現行制度が施行された平成22年以降の推移として漸増傾向であるとされる。(以上について前掲注9参照)

<sup>11</sup> 『外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—結果に基づく勧告』(平25.4)(総務省)15～16頁

法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すに止まるなど不正行為の摘発に対して必ずしも十分な実効力を伴っていない面があるとの指摘がなされている<sup>12</sup>。

このほか、不適正な受入れがあった場合に技能実習生が母国語で通報・申告を行う窓口が整備されていないなど技能実習生の保護体制が十分ではないこと、業所管省庁等の指導監督が不十分であること等の課題が指摘されている。

## ウ 政府の検討

様々な課題が指摘される中で、平成26年6月10日の第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会の「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び平成26年6月24日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2014」（以下「改訂日本再興戦略」という。）において、現行制度の見直しに関する基本的方向が示されるとともに、具体的な方策を更に検討するため、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において議論が行われ、平成27年1月30日に報告書が公表された。

### （2）技能実習法案の概要

技能実習法案は、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書を基に作成されている。外国人の入国・在留管理の観点と技能実習生の技能修得・労働環境整備の観点からの規定を設けるため、法務省と厚生労働省の共同所管となったが、その内容は、現行制度の骨格を維持しつつ、管理監督体制を強化して技能実習制度の適正化を図るとともに、優良な監理団体等に対する制度の拡充を認めるものとなっている。（1）アで述べた現行制度の概要のうち、技能実習の4種類の区分、これらに対応する実習期間や労働関係法令等の適用等については、技能実習法案においても変更はない。

#### ア 技能実習制度の適正化

① 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。（第3条から第7条まで関係）

技能実習制度の本来の目的が見失われて利用されることのないようその基本理念を明確にするとともに、技能実習が適正に実施されるよう国、地方公共団体、実習実施者（企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。以下同じ。）、監理団体等の責務を規定している。基本方針に定める内容は、第7条第2項各号に列挙されており、政府によれば、基本方針を定める法律に倣っているとのことである。

国会審議においては、こうした規定が技能実習制度の目指す理想や施策の方向性等を示すものであることから、現行制度の実情に対する政府の認識と技能実習法案についての政府の所見等が主な論点となり得る。

<sup>12</sup> 『研修・技能実習制度研究会報告』（平20.6）（厚生労働省）17～18頁、前掲注11の37～40頁

- ② 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。（第8条から第16条まで関係）
- ③ 実習実施者について、届出制とする。（第17条及び第18条関係）
- ④ 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。（第23条から第45条まで関係）

技能等の適正な修得等を確保するため、技能実習計画を認定制とし、認定の欠格事由等必要な規定を整備している。技能実習計画には、実習実施者の氏名及び住所、技能実習生の氏名及び国籍、技能実習の区分、技能実習の目標、技能実習生の待遇等について記載することとしている。実際の技能実習が技能実習計画の内容と異なるときは認定が取り消されることとなり、その結果、技能実習を続けることができなくなるため、そうした仕組みのない現行制度よりも適切な技能実習を実施することへの動機付けが働くと考えられている。

また、実習実施者、監理団体の適正化を図るため、実習実施者については届出制、監理団体については許可制を採ることとし、所要の規定を整備している。実習実施者を届出制とするのは、実習生との間に労働契約が存在し、労働関係法令による規制を直接働かせることができることや労働基準監督機関による指導があること等を踏まえてのものであるとのことである。他方、監理団体については、監理団体が送出し機関と提携して行う技能実習生の受入れが、原則として、職業紹介行為に該当することから、現行制度においては職業安定法に基づく職業紹介事業の許可又は届出が必要とされていることと技能実習を監理するという業務の性質を踏まえて、当該職業紹介事業を含めた形で許可制を設けることが適当と考えるからとのことである。政府によれば、新制度上の監理団体の許可を得れば、技能実習生に係る職業紹介事業について職業安定法に基づく職業紹介事業の許可を得、又は届出をする必要はないとされる。

なお、技能実習計画の認定制度、実習実施者の届出制度及び監理団体の許可制度の細かな内容については、主務省令に委任している。政府によれば、入管法が法務省令<sup>13</sup>に委任している内容のうち技能実習に係るものは、新たな法律の主務省令として位置付けることを想定しているとのことである。

審議における主な論点としては、現行制度と比較しつつ、技能実習計画に記載する具体的な内容、実習実施者及び監理団体への監督方法を確認すること、技能実習計画の認定制度、実習実施者の届出制度及び監理団体の許可制度の詳細について主務省令の内容とともに政府に確認することなどが考えられる。

<sup>13</sup> 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。いわゆる上陸基準省令である。）、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令（平成21年法務省令第51号）、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成21年法務省令第53号）などがある。これらの省令において、講習（座学）の科目及び総時間数、技能実習生の受入れ人数枠、技能実習生の保護に関する具体的な措置等の基準、技能実習2号の在留資格への変更の基準、監理団体の要件などが定められている。

⑤ 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。（第 46 条から第 51 条まで関係）

現行制度に対してこれから技能等を修得しようとする技能実習生の保護体制が十分ではないとの指摘を踏まえ、暴行等により技能実習を強制する等の人権侵害行為等についての禁止規定及び罰則を整備している。

技能実習生に対する人権侵害行為については、旅券を取り上げる行為、通信や外出を禁止する行為などが指摘されているが、現行法制では、刑法犯に当たるような悪質なものを除き、処罰する規定がなかった。また、暴行、脅迫等による労働の強制や労働契約の不履行についての違約金の定めなどについては労働基準法に罰則が設けられているが、技能実習生と実習実施者との間には労働契約が存在し、労働基準法が適用されるのに対し、監理団体等は労働契約の当事者ではないため、労働基準法が適用されない。そこで、技能実習法案で禁止行為について規定することで技能実習生の保護を強化することとしている。さらに、実習実施者が不正な行為を行った場合には、技能実習計画の認定が取り消され、当該実習実施者による技能実習を継続することができなくなるため、別の実習実施者に転籍することができるよう関係者との連絡調整等を行うことを規定している。

この項目は、②～④とともに、技能実習制度の適正化を図る仕組みの中核と考えられることから、審議においては、現行制度下で行われた不正行為を確認しつつ、技能実習生の保護措置の具体的な内容やその実効性について確認することが主な論点の一つとして考えられる。

⑥ 事業所管大臣に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。（第 53 条から第 56 条まで関係）

事業所管大臣（特定の業種に属する事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に対する主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣をいう。以下同じ。）の協力要請について規定するとともに、事業所管大臣、実習実施者等を構成員とする団体その他の関係者により構成される事業協議会及び地方入国管理局、労働基準監督署、地方公共団体の機関その他の関係機関から構成される地域協議会についての規定を設けている。これらは、監理団体、実習実施者に対する指導監督体制の強化を図るための規定である。

審議においては、そうした規定が技能実習制度の適正化に果たす役割等が主な論点となり得る。

⑦ 機構を認可法人として新設し、②の技能実習計画の認定事務、②の実習実施者及び監理団体に報告を求め、実地に検査をさせる事務、③の実習実施者の届出の受理に係る事務、④の監理団体の許可に関する調査等を行わせる。このほか、機構は、技能実

習生に対する相談・援助等の業務を行う。（第12条、第14条、第18条、第24条及び第87条並びに第3章関係）

主務大臣が行うこととされる事務について、効率的に遂行するため、当該事務を専門的に担う機構を新たに設置することとしている。機構は、法律に基づき設置される法人である点で現行制度におけるJITCOよりも実習実施者及び監理団体に対する適切な監督を行うことができると期待されている。

また、技能実習生の保護を図るため、機構に技能実習生に対する相談・援助等の業務を行わせることとし、通報・申告窓口機能を担わせている。

審議においては、機構を認可法人とする理由、機構の事務の内容と組織体制、現行制度におけるJITCOの役割との相違点などが主な論点になり得る。

## イ 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者及び監理団体に限定して、在留資格「技能実習3号イ又はロ」を保有する技能実習生の受入れを可能とする。（第2条、第9条、第23条及び第25条関係）

優良な実習実施者及び監理団体に限定して、技能実習2号に続く技能実習3号の在留資格を認め、現行制度で最長3年間の技能実習期間を更に2年間延長することを可能とするものである。政府によれば、「優良」であるためには、法令違反のないことが当然求められるが、技能実習評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たしていることを要求する考えであるとのことである。

なお、技能実習制度の拡充の内容のうち上記枠内のもの以外では、法律事項ではないが、後述エのほか、監理団体等における受入れ人数枠について優良な監理団体等には拡大すること、1回の実習で複数職種の実習ができるようにすること、対象職種に企業独自の職種や全国シェアの大半を有する地場産業の職種を加えることなどが想定されている。

審議における主な論点としては、拡充策の内容、「優良」な実習実施者等に限定して技能実習3号を認める理由、「優良」の認定要件、技能実習2号の対象に新たに追加すると見込まれる職種、技能実習3号の対象職種などが考えられる。

## ウ 施行期日等

- ① 法律は、平成28年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、機構の設立規定等一部の規定については、公布の日から施行する。（附則第1条関係）
- ② 技能実習の在留資格を規定する入管法の改正を行うほか、所要の改正を行うこととする。

施行期日については、改訂日本再興戦略において「2015年度中に実施」<sup>14</sup>するとされたことを踏まえ、平成28年3月31日までの間において政令で定める日とされた。ただ、

<sup>14</sup> 『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』（平26.6.24閣議決定）22頁

技能実習計画の認定及び監理団体の許可の手続については、施行日前においても行わせる必要性が高いため、機構の設立規定等一部の規定について、公布の日から施行することとされた。

このほか、入管法について、在留資格「技能実習3号イ・ロ」を規定するとともに、現行制度のうち技能実習法案に取り込まれる内容について整理を行う等の改正を行うこととしている。

## エ 介護職種の技能実習2号の対象職種への追加

技能実習2号の対象職種については法律事項ではなく、介護職種をその対象職種に追加することも同様であるが、政府の検討等についてここで触れる。

介護職種の追加については、改訂日本再興戦略において方針が示された後、厚生労働省外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において、現行制度の技能実習2号対象職種に追加する場合の考え方の整理が行われた。これは、技能実習2号の対象職種がものづくり等の対物サービスであるのに対し、介護が対人サービスであることから、従前の職種追加の考え方をそのまま適用できるのかについて検討が必要であると考えられたからである。当該検討会では、移転対象となる業務<sup>15</sup>の考え方、日本語能力の在り方等対人サービス特有の要件設定や公的評価システムの制度設計などについて議論され、平成27年2月4日に中間まとめ<sup>16</sup>が公表された。

中間まとめで示された主な内容は、以下のとおりである<sup>17</sup>。

- ・ 移転対象となる業務のうち、必須業務を身体介護とし、関連業務を掃除等の身体介護以外の支援、間接業務として類型化する。
- ・ 技能実習生に求める日本語要件については、入国時は日本語能力試験N4程度、2号移行時はN3程度とする<sup>18</sup>。

<sup>15</sup> 現行制度では、技能実習が適正に行われるよう、技能を修得するための「作業」の内容・範囲を明らかにする必要があるとされ、職種ごとに必須作業、関連作業及び周辺作業の類型に区分しているが、介護については、従来のものづくり等の対物サービスとは性格が異なるため、「作業」ではなく、「業務」と位置付けるという形で整理することとされた。（平26.11.27厚生労働省第3回外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会議事録参照<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069822.html>>）（平27.5.11最終アクセス）なお、JITCOでは、技能実習の職種・作業の範囲についての考え方のダイジェスト版を公表しており、ダイジェスト版に掲載されている必須作業、関連作業、周辺作業の意味は以下のとおりである。

必須作業	技能実習生が技能等を修得するために必ず行わなければならない作業（技能検定等の評価試験を受ける予定の職種・作業の「試験の出題範囲を定めた基準・細目」の範囲に該当する作業）
関連作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の生産工程において行う可能性がある作業のうち、必須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技能等向上に直接又は間接的に寄与する作業
周辺作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業及び関連作業に含まれない作業

『外国人技能実習制度の仕組み（企業単独型受入れ）』<[http://www.jitco.or.jp/system/seido\\_soui.html](http://www.jitco.or.jp/system/seido_soui.html)>及び『外国人技能実習制度の仕組み（団体監理型受入れ）』<[http://www.jitco.or.jp/system/seido\\_kenshu.html](http://www.jitco.or.jp/system/seido_kenshu.html)>（ともに平27.5.11最終アクセス）

<sup>16</sup> 『外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ』（平27.2.4）（厚生労働省）

<sup>17</sup> 前掲注16の3～13頁

<sup>18</sup> N3、N4は日本語能力試験のレベルの一つである。日本語能力試験とは、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育支援協会が共催している試験である。『N

- ・ 介護には評価に関する既存の枠組みが確立されていないことから、新たな公的評価システムを構築する。
- ・ 実習実施者の範囲は、介護福祉士の国家資格の受験資格要件において実務経験として認められる施設に限定する。

政府によれば、中間まとめを踏まえて詳細な制度設計を行い、新たな技能実習制度の施行と同時に2号対象職種に追加することを想定しているとのことである<sup>19</sup>。

審議においては、従前の職種追加の考え方からの変更点、技能実習生に求める日本語能力、介護サービスの質の担保の方策、技能実習時の各年の到達水準等公的評価システムの内容、実習実施者の範囲、日本人と同等処遇の担保方法等が主な論点となり得る。

### 3. 入管法改正法案について

入管法改正法案は、介護に従事する外国人の受入れに関し「介護」の在留資格を創設することと偽装滞在者対策を強化することの2本の柱で構成されている。

#### (1) 在留資格「介護」の創設

##### ア 背景

我が国の高齢化は進行し、65歳以上の人口は3,296万人（平成26年9月15日時点推計）と過去最高である<sup>20</sup>。また、要介護認定者は、564万人（平成25年4月末）となった<sup>21</sup>。介護職員の需要推計は、平成24年度に149万人（推計値）とされ、平成37年には最大約250万人（推計値）を確保する必要があるとされている<sup>22</sup>。厚生労働省の介護

1～N5:認定の目安』(日本語能力試験<<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>> (平27.5.11最終アクセス))によれば、N3、N4のレベルは以下のとおりである。

N 3	<p>日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p><b>聞く</b>：日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p> <p><b>読む</b>：・ 日常的话题について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 ・ 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 ・ 日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</p>
N 4	<p>基本的な日本語を理解することができる。</p> <p><b>聞く</b>：日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p> <p><b>読む</b>：基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p>

なお、日本語能力試験のレベル認定の目安は、表のように「聞く」「読む」という言語行動で表されるが、それぞれの言語行動を実現するための、文字・語彙・文法などの言語知識も必要とされている。

<sup>19</sup> 前掲注16の13頁においては、「新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当である」と記載している。ただ、その直後に、新しい技能実習制度の施行状況を見て対応方針を判断すべきとの意見があったことにも触れている。

<sup>20</sup> 『統計トピックス No. 84 統計からみた我が国の高齢者（65歳以上）』（平26.9.14付け総務省報道資料）2頁。この資料によれば、65歳以上の人口の総人口に占める割合は25.9%でこちらも過去最高の数値である。

<sup>21</sup> 『介護保険制度を取り巻く状況』（平26.4.28）（厚生労働省第100回社会保障審議会介護給付費分科会資料2）1頁

<sup>22</sup> 『介護人材と介護福祉士の在り方について』（平26.9.2）（厚生労働省第5回福祉人材確保対策検討会資料）7頁

人材需給推計（暫定値）によれば、現状の施策を継続した場合、平成 37 年には約 30 万人規模の介護人材が不足するとの見通しが示されている<sup>23</sup>。

また、現在は、経済連携協定（EPA）の枠内でインドネシア、フィリピン、ベトナムからの介護従事者に限り、「特定活動」という在留資格で受け入れているが、介護に従事する外国人についての一般的な制度はない。外国人が「留学」の在留資格で入国し、日本の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得しても、現状では、専門的・技術的分野に該当する在留資格として認められていないため、介護福祉士であることをもって卒業後に国内に在留し就労することはできない。

## イ 政府の検討

こうした状況を踏まえ、改訂日本再興戦略において、「我が国で学ぶ外国人留学生が、…介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内目途に制度設計等を行う」<sup>24</sup>こととされた。また、法務省第 6 次出入国管理政策懇談会報告書（以下「第 6 次懇談会報告書」という。）において、「介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等に就職して介護福祉士としての業務を行えるよう、在留資格の整備を進めるべきである」<sup>25</sup>とされた。

もっとも、介護福祉士については様々な資格取得のルートが用意されている一方で、改訂日本再興戦略において「外国人留学生」が「日本の高等教育機関を卒業」した場合と明記されたため、その趣旨を踏まえて在留資格の拡充の対象となる者の範囲を検討すべきかが問題となった。この点は、厚生労働省外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会で議論され、平成 27 年 2 月 4 日の中間まとめにおいて、在留資格の拡充の対象となる者は、介護福祉士の国家資格取得を目的として養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した者とするのが適当とされた<sup>26</sup>。

## ウ 法律案の概要

活動内容を「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」として、新在留資格「介護」を創設する。 (別表第 1 の 2 関係)
--------------------------------------------------------------------------------------------------

日本で就労することができる外国人の類型のうち「就労目的で在留が認められる者」、いわゆる専門的・技術的分野に該当する在留資格には、技術、人文知識、技能、医療などが掲げられており、医療については医師、看護師、薬剤師などの専門職種が具体例とされている。今回の改正は、こうした枠組みを参考に、介護福祉士養成施設で 2 年以上

<sup>23</sup> 『2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～』（平 27. 2. 25）（厚生労働省）1 頁。ただ、介護人材の不足については、前掲注 16 の 1 頁では、国内の人材確保対策を充実・強化していくことが基本であり、外国人を介護人材として安易に活用するという考え方は採るべきではないと記述している。

<sup>24</sup> 前掲注 14 の 50 頁

<sup>25</sup> 『報告書「今後の出入国管理行政の在り方」』（平 26. 12）（法務省）5 頁

<sup>26</sup> 前掲注 16 の 13 頁

留学し介護福祉士の資格を取得した留学生に在留資格を整備することとしている。

介護業務は、サービスの相手方の状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であり、その生命・身体に関わる業務であることから、専門性に加え、日本語によるコミュニケーションが十分に図られることが必要であると理解されているところであるが、政府によれば、留学生として我が国の大学等を卒業した外国人であれば在学中に一定水準（以上）の日本語能力を修得しており、さらに、介護福祉士の国家資格の取得により、介護業務を適正に遂行するための専門性も兼ね備えていると考えられるとのことである<sup>27</sup>。

審議における主な論点としては、改正の必要性、新たな在留資格の対象となる者の意義、介護の在留資格を有する者が我が国で行うことのできる活動の具体的な内容等が考えられる。

## （２）偽装滞在者<sup>28</sup>対策の強化

### ア 背景

我が国に在留する外国人のうち、不法残留者<sup>29</sup>の数は、平成 15 年 12 月の犯罪対策閣僚会議における政府目標の下、厳格な入国審査や関係機関の密接な連携の下での摘発等の総合的対策がなされるなどした結果、平成 26 年 1 月 1 日時点（推計値）では 5 万 9,061 人（前年同日比 4.8%減）となり、過去最多の 29 万 8,646 人を記録した平成 5 年（5 月 1 日時点の推計値）の約 5 分の 1 にまで大幅に減少した<sup>30</sup>。平成 27 年 1 月 1 日時点（推計値）の不法残留者数については、6 万 7 人（前年比 1.6%増）と 22 年ぶりに増加に転じており<sup>31</sup>、不法滞在者対策の必要性が引き続き認められるが、近年は、摘発を免れるべく、偽装結婚や偽装留学等身分や活動目的を偽って不正な手段で在留資格を得た上で在留資格に該当する活動を行うことなく不法就労等を行う、いわゆる「偽装滞在」の事案が顕在化しているとされる<sup>32</sup>。

### イ 政府の検討

平成 25 年 12 月 10 日に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」<sup>33</sup>や第 6 次懇談会報告書<sup>34</sup>において、偽装滞在者対策の必要性が指摘された。こうした指摘を受け、法務省内部で検討が更に進められた結果、虚偽申告等により不正に上陸許可等を受けた

<sup>27</sup> 前掲注 25 の 5 頁

<sup>28</sup> 政府によれば、ここでの「偽装滞在者」は、「偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等する者」（『平成 26 年版出入国管理』（平 26.12 法務省入国管理局編）116 頁）だけでなく、在留資格を取得するときは正当に取得したが、その後、その在留資格を隠れ蓑にして所定の活動とは全く別の活動をしている者も含めた広義の概念として捉えているとのことである。

<sup>29</sup> 「不法残留者」とは、許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者をいう（前掲注 28 の 74 頁）。

<sup>30</sup> 『平成 26 年版犯罪白書—窃盗事犯者と再犯—』（法務総合研究所）160 頁

<sup>31</sup> 『本邦における不法残留者数について（平成 27 年 1 月 1 日現在）』平 27. 3. 20 付け法務省報道資料。 <[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00051.html)>（平 27. 5. 11 最終アクセス）

<sup>32</sup> 前掲注 25 の 25 頁

<sup>33</sup> 例えば、8 頁において、「不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である」とされている。

<sup>34</sup> 前掲注 25 の 26 頁

者に対する罰則がないこと、本来の活動を離れて3か月経たないと在留資格を取り消すことができないこと、その取消後、出国猶予期間が経過するまで退去強制手続に移行することができないこと等の現行法の課題が明らかとなり、入管法改正法案が提出されることとなった。

## ウ 法律案の概要

### (ア) 罰則の整備

- |                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設する。(第70条関係)</p> <p>② 営利の目的で①の行為の実行を容易にした者に対する罰則を新設する。(第74条の6関係)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

他人名義のパスポートを用いて入国した者や上陸の許可がないのに不法に上陸した者は、入管法の不法入国罪、不法上陸罪で処罰されるが、虚偽申告、虚偽文書等により、不正に上陸の許可を受けた者や在留資格変更、在留期間更新等の許可を受けた者は、表面上は正規の手続をとって在留資格を得ており、入管法に罰則が規定されていなかったため、処罰されなかった。しかし、こうした不正上陸や偽装滞在をした者は、本来入国することのできない者が不正な手段で本邦に入国する点で不法入国罪、不法上陸罪と変わらないため、罰則が整備されることとなった。その法定刑は、不法入国罪・不法上陸罪と同じである。

また、こうした不正上陸や偽装滞在の背景には、ブローカーの存在が指摘されているとのことで、ブローカーに対しても処罰をする観点で、営利目的で不正上陸等の実行を容易にした者への罰則が整備された。これに関連して、退去強制の対象に①の行為をあり、唆し、又は助けた者が追加されるとともに(第24条第4号ル)、在留資格取消事由の整理が行われている(第22条の4第1項第2号等)。

審議においては、不正上陸や偽装滞在の実情と処罰の必要性、改正規定の趣旨などが主な論点となり得る。

### (イ) 在留資格取消事由の拡充等

- |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 活動目的に応じた在留資格をもって在留する外国人が所定の活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合を在留資格取消事由に追加する。(第22条の4第1項第5号関係)</p> <p>② 在留資格を取り消す場合の出国猶予期間指定の例外事由を整備する。(第22条の4第7項ただし書関係)</p> <p>③ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更する。(第59条の2関係)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

偽装滞在者のうち、偽造文書等を用いることなく、正当に在留資格を取得したが、その後、在留資格で予定されている所定の活動を行わず全く別の活動をしている者については、現行では、3か月所定の活動を行わないで在留しているときに在留資格を取り消

すことができるという規定が適用される（第22条の4第1項第6号）。同号は、3か月間所定の活動を行わないときはその在留資格は形骸化しているので取り消すことができるという考えで置かれた規定である。もっとも、技能実習生が所属先から逃亡し、全く別のところで単純労働や風俗営業等の違法な活動に従事しているような場合には、技能実習という在留資格を隠れ蓑にして別の活動をしており、本来の技能実習に戻ることは期待しにくく、保有している在留資格が既に形骸化していると考えられる。そこで、①の改正が提案されている。

なお、法文上は、所定の活動を行わないで在留していることにつき「正当な理由がある場合」を在留資格取消事由から除くこととしている。これは、入管法第22条の4第1項第6号にも同様に規定されている内容であり、「正当な理由がある場合」とは、病気による長期入院の場合などが想定されることである。

また、現行では、在留資格取消事由に該当し、取り消されることとなった場合は、30日以内の出国猶予期間を指定して、その間に取り消された者が自ら退去の準備をして出国することとされており、出国猶予期間を経過して在留している場合に初めて退去強制事由となると理解されていた。しかし、①の場合は、逃亡のおそれがある場合が非常に多く、自主的な出国を期待することができる状況にないことと、在留資格を取り消す場合において、その対象者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定しないこととして、直ちに退去強制手続に移行するという改正を行うことも提案されている（②）。

これらに関連して、③の改正も予定されているが、その趣旨は、在留資格取消事由に係る調査は入国審査官<sup>35</sup>に限定されていたが、当該調査は、将来的に退去強制事由となることが想定されるため、入国警備官<sup>36</sup>も調査の主体に追加し、偽装滞在者の摘発を強化することを意図していることである。

審議においては、入国・在留管理の実情とそれぞれの改正の必要性などが主な論点として考えられる。

#### 4. 技能実習生による難民認定申請について

技能実習生が集団失踪し、その後、難民申請を行い、就労を行う事例<sup>37</sup>が報道された。この事例の背景については、正規在留者が難民申請を行った場合においてその申請から6か月が経過すれば申請を取り下げない限り就労活動が可能な在留資格を一律に付与する取

---

<sup>35</sup> 入国審査官は、入国者収容所及び地方入国管理局に置かれ、上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理並びに出国命令についての審査を行う等の事務を行うこととされる（入管法第2条第10号並びに第61条の3第1項及び第2項）。その具体的な事務としては、我が国を訪れる外国人の出入国審査、我が国に在留する外国人の在留資格審査、入管法違反者に対する違反審査及び難民認定に係る調査など各種の審査業務等が挙げられる。

<sup>36</sup> 入国警備官は、入国者収容所及び地方入国管理局に置かれ、入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還、入国者収容所等の警備等の事務を行うこととされる（入管法第2条第13号並びに第61条の3の2第1項及び第2項）。

<sup>37</sup> 茨城県の水産加工会社などで働いていたミャンマー人の外国人技能実習生33人が来日から1年以内に実習先から姿を消したことが報道された。（『読売新聞』（平27.2.7））

扱いとされたことが悪用されたとの指摘もある<sup>38</sup>。難民認定申請者数は、急増の傾向にあり<sup>39</sup>、申請時に技能実習の在留資格を有していた者も増加傾向にあると考えられる<sup>40</sup>。難民認定の申請者の中には明らかに難民条約上の難民の要件に該当しない事由を申し立てて申請に及ぶ者や不認定とされた申請と同じ申請を繰り返し行う者などがいる<sup>41</sup>とのことである。難民認定申請案件についての平均処理（審査）期間については、平成26年度は若干長引く傾向にあり<sup>42</sup>、難民認定申請者数の急増が難民認定審査の処理期間に影響し、制度圧迫の主要な原因となっていると指摘される<sup>43</sup>。難民認定制度の見直しについては、平成26年12月に法務省第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会で取りまとめられた「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」の趣旨を踏まえて、必要な検討が行われているとのことである<sup>44</sup>。

難民認定制度の課題は当該報告書でまとめられているように多様であり、技能実習法案及び入管法改正法案との関係性が高くないものもあるが、上記事例が他の技能実習生に与える影響力を考えれば、審議における主な論点の一つとして難民認定制度の諸課題を挙げることも考えられるだろう。

また、上記事例や不法残留者のうち技能実習2号口の在留資格を有している者が前年から急増していること<sup>45</sup>などは、技能等の修得ではなく、就労により稼ぐことを目的に我が国に入国する技能実習生がいることを示すものである。技能実習生の側からの技能実習制度の必要性について再考するとともに、就労を受け入れた側の事情についても十分に検討する必要があると考える。

<sup>38</sup> 『読売新聞』（平27.2.4、平27.2.8、平27.2.11、平27.2.12、平27.2.15）。なお、当該一律付与の取扱いについて、前掲注25の30頁においては、どのような申立内容であっても申請を続けていけば長期間日本で就労が可能な仕組みとなっているとの指摘があると記載されている。

<sup>39</sup> 『平成26年版出入国管理』（平26.12法務省入国管理局編）によれば、平成21年に1,388人、平成22年に1,202人、平成23年に1,867人、平成24年に2,545人、平成25年に3,260人とされる。また、『平成26年における難民認定者数等について』（平27.3.11付け法務省報道発表資料）によれば、平成26年には5,000人となった。<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03\\_00103.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00103.html)>（平27.5.11最終アクセス）

<sup>40</sup> 前掲注39のうち、『平成26年における難民認定者数等について』の「別表2(3)在留資格別難民認定申請数の推移」（平27.3.11）（法務省）<<http://www.moj.go.jp/content/001138544.pdf>>（平27.5.11最終アクセス）によれば、申請時に研修・技能実習の在留資格を有していた者は、平成22年に45人、平成23年に35人、平成24年に49人、平成25年に122人、平成26年に418人であり、急増傾向にあると考えられる。ただし、データでは、研修の在留資格を保有している者との合計であり、技能実習の在留資格を保有している者の人数は明らかではないことに留意する必要がある。

<sup>41</sup> 第189回国会参議院法務委員会会議録第5号6頁（平27.4.7）の法務省入国管理局長の答弁参照。

<sup>42</sup> 『難民認定審査の処理期間の公表について』（平26.12）（法務省）によれば、平成22年度第2四半期（7～9月）に12.6か月であった平均処理期間が平成24年度第4四半期（平成25年1～3月）に5.1か月まで短くなったが、それ以後は以下のとおりである。

平成25年度				平成26年度		
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
5.8か月	5.9か月	5.8か月	6.0か月	6.9か月	6.3か月	7.3か月

<sup>43</sup> 前掲注25の29頁。

<sup>44</sup> 法務大臣閣議後記者会見の概要（平27.2.6）（法務省）<[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00620.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00620.html)>（平27.5.11最終アクセス）

<sup>45</sup> 前掲注31によれば、不法残留者数の多い在留資格は順に、短期滞在（4万1,090人、前年比0.8%減）、日本人の配偶者等（3,709人、同0.3%減）、技能実習2号口（2,831人、同66.6%増）、留学（2,806人、同1.0%増）、定住者（1,889人、同3.3%減）であるが、技能実習2号口の前年比増の数値は突出している。

## 5. おわりに

現行の技能実習制度については、人手不足を補う安価な単純労働力を求めているとの批判があるところである<sup>46</sup>。日本弁護士連合会は、現行制度には構造上の問題があるとして、直ちに廃止すべきである旨の意見を取りまとめている<sup>47</sup>。現行制度の目的と実態のかい離を解消するには、実態に沿うものとなるよう現在認められていない外国人の単純労働者を受け入れるか<sup>48</sup>、現行制度の目的が実現されるものとなるよう必要な規定を整備することとするかのいずれかだろう。政府は、外国人の単純労働者について、その影響の大きさから十分慎重に対応することが不可欠と整理している<sup>49</sup>。こうした政府の立場や技能実習制度に対する開発途上国等のニーズ等を踏まえれば、技能実習制度の適正化を図るという方向での立法化は理解できるところでもある。今回の技能実習制度の立法化により、その本来の目的が十分に理解されるとともに、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が図られ、そうした批判を受けることがなくなることが望まれる。

技能実習法案では、施行後5年を目途とする検討条項が置かれており（附則第2条）、運用状況を踏まえつつ必要があるときは改正が検討されることとなる。ただ、施行後も実習実施者及び監理団体による不正行為が減少しない等、制度の関係者が外国人の単純労働者の受入れを事実上認めるものと捉えられるような事情がうかがわれるときは、技能実習制度とは別に外国人の単純労働者の受入れについての議論が求められることとなるかもしれない。

技能実習法案及び入管法改正法案は、上川法務大臣の所信表明において、改訂日本再興戦略に掲げられた施策を実現するものとして紹介されており<sup>50</sup>、日本経済の活性化に資する外国人の受入れの促進を図るものであるが、現実社会にどのような影響をもたらすこととなるのか、多様な観点からの活発な議論が期待されている。

（みつまた まちこ）

---

<sup>46</sup> 第183回国会衆議院法務委員会議録第12号13頁（平25.5.10）等

<sup>47</sup> 『外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書』（平25.6.20）、『技能実習制度の見直しに関する有識者懇談会報告書に対する意見書』（平27.2.27）、『「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する会長声明』（平27.4.24）

<sup>48</sup> 日本弁護士連合会は、前掲注47の『外国人技能実習制度の早急な廃止を求める意見書』（平25.6.20）で現行制度の廃止とともに非熟練労働者の受入れを前提とした在留資格の創設を提案している。

<sup>49</sup> 『第9次雇用対策基本計画』（平11.8.13閣議決定）

<sup>50</sup> 第189回国会参議院法務委員会議録第2号2～3頁（平27.3.19）